

排水設備平面図

主な記載事項

- ・建物内及び敷地内の既設及び新設の管(污水、雨水)や桝(污水、雨水)
- ・污水管と雨水管が混同しないよう色分けする(表示例: 污水は赤、雨水は緑(青))など、図面の見易さに配慮する
- ・新設の管、桝は実線、既設の管、桝は破線で表記する
- ・それぞれの管の延長、口径、勾配及び桝の口径、深さ、高さ等
- ・最終桝のオフセット(隣地境界または構造物等からの距離)、出幅
- ・ガーデンパン、給湯器等の位置

注意事項

- ・排水管(污水管、雨水管)の延長は管径の120倍を超えないこと
排水管の管径が 100mmなら12mを超えないこと
- ・排水管の土被りは20cm以上確保する
- ・排水管の勾配は基本的に1/50以上とれるよう設計する
- ・浄化槽の排水管口が側溝に残る場合、モルタルでふさぐ等の処理を必ず行う
- ・ガーデンパンからの排水は基本污水に接続
(30cm以上の溜桝を経由する場合は雨水への接続を可とする場合あり)
- ・給湯器、受水槽等のドレン排水は污水、雨水どちらにも接続可
- ・雨水桝に浸透桝は使用しないこと
- ・寸法の引き出し線は、排水管等と平行に記載する
- ・その他、分からないこと発生した場合は、必ず事前に瀬戸市の担当者に相談する
- ・申請時に提出した図面で施工ができず、変更する必要がある場合は瀬戸市の担当者に連絡すること
- ・工事は必ず審査を終えた後に着手する

その他

- ・申請時の図面は修正できる状態で審査を受けること
(ホッチキス等で仮留めし、審査後、指示を受けた場合に修正できるように)
- ・完了時は台帳に直接印刷または印刷図面を貼り付けること

- 1 完了届等の書類は、工事完了後7日以内に提出し、責任技術者立会いのもと検査を受けること
- 2 新築物件の完了検査は、必ず入居前に受けること